

# 太宰府市地球温暖化対策実行計画（第6期）

## 【事務事業編】



～脱炭素社会を目指して～

令和8年4月

太 宰 府 市

## 目次

第1章 基本的事項 .....	2
1 計画の目的と策定の経緯.....	2
2 計画策定の背景 .....	2
3 上位計画や関連計画との位置づけ .....	6
4 計画期間・基準年度 .....	7
5 計画の範囲.....	8
6 対象とする温室効果ガス.....	9
7 温室効果ガス排出量の算定方法 .....	10
第2章 温室効果ガスの排出状況 .....	12
1 エネルギー等の使用状況.....	12
2 二酸化炭素排出量の推移.....	14
3 二酸化炭素排出量の内訳.....	15
第3章 計画の目標 .....	17
1 温室効果ガス総排出量の削減目標 .....	17
2 令和12(2030)年度までの個別項目ごとの達成目標 .....	18
第4章 取組内容 .....	20
1 中長期的な取組.....	20
2 事務の実施にあたっての配慮 .....	20
3 建築物の建築・管理にあたっての配慮.....	25
第5章 計画の推進と点検・評価 .....	27
1 推進体制 .....	27
2 計画推進の流れ.....	27
3 職員に対する周知及び研修等 .....	29
4 公表 .....	29
<資料> .....	30
資料1：太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程.....	30
資料2：太宰府市エコ・オフィス実行計画 .....	30

# 第1章 基本的事項

## 1 計画の目的と策定の経緯

### (1) 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、市の事務及び事業に関し、国の「地球温暖化対策計画」の施策・目標等に即した「実行計画」を策定することになっています。

地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定することで、市自らが地球温暖化防止に関わる率直的な取り組みを示し、省エネ・省資源・廃棄物の減量化など自主的に取り組む市民、事業者の模範となって、市域からの温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

### (2) 計画策定の経緯

太宰府市では、計画策定の目的に沿って平成 13（2001）年度から5年ごとに実行計画を策定してきました。第5期の計画期間が令和7（2025）年度までであるため、今回「太宰府市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔第6期〕」として改定を行うものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和5年（2023）年3月には、IPCC第6次評価報告書統合報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典：IPCC 第6次評価報告書統合報告書

## (2) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30 (2018) 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 令和 32(2050)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 国の対応

令和 2 (2020)年 10 月、我が国は、令和 32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、令和 32(2050)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和 3(2021)年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、令和 12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25(2013)年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 (2021)年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、令和 32(2050)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3 (2021) 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和 7 (2025)年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、令和 32(2050)年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「令和 12(2030)年度において、温室効果ガスを年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、令和 17(2035)年度、令和 22(2040)年度において、温室効果ガスを平成 25(2013)年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同

計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

**表 1 地球温暖化対策計画における令和 12(2030)年度及び令和 22(2040)年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安**  
(単位：百万 t-CO<sub>2</sub>)

	2013 年度実績 <sup>1</sup>	2030 年度 <sup>2</sup> (2013 年度比)	2040 年度 <sup>3</sup> (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%) <sup>4</sup>	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 <sup>5</sup>	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス <sup>6</sup>	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	-	▲47.7	▲約84 <sup>7</sup>
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

- 1 平成 25 (2013) 年度実績については、令和 7 (2024) 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録 (インベントリ) (令和 4 (2022) 年度) に従い、地球温暖化対策計画 (令和 3 (2021) 年 10 月 22 日閣議決定) における数値から一部更新を行っている。これに伴い、令和 12 (2030) 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 令和 12 (2030) 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 令和 22 (2040) 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、令和 22 (2040) 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく令和 22 (2040) 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>の4種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 令和 22 (2040) 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画 (令和 7(2025)年 2 月 18 日閣議決定) 第 3 章 第 2 節 3. (1) に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省 (2025) 「地球温暖化対策計画」 関連資料 1  
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

令和7(2025)年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの令和12(2030)年度までに50%削減(H25(2013)年度比)に加え、令和17(2035)年度までに65%削減、令和22(2040)年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率を令和7(2025)年度までに95%、令和12(2030)年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元(2019)年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和6(2024)年12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

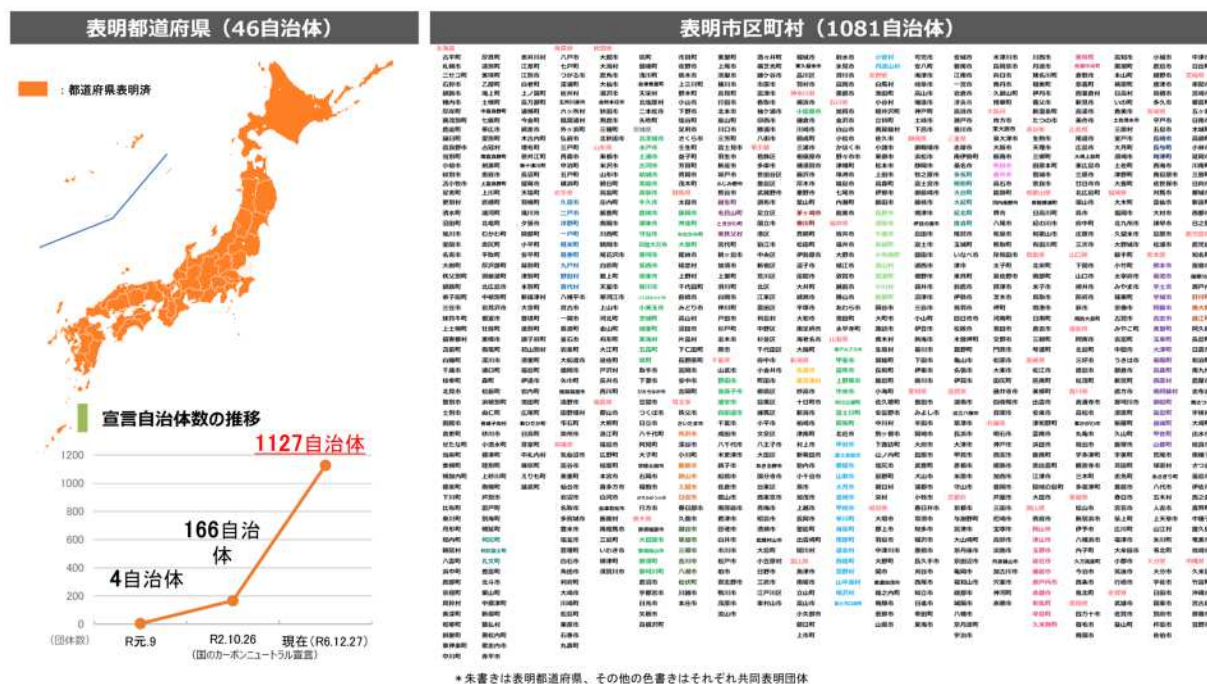


図1 令和32(2050)年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体(令和6(2024)年12月27日時点)

出典：環境省(2024)「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

#### (4) 本市の取組状況

第1期（平成13（2001）年）から第3期（平成23（2011）年）では、京都議定書の発効等、国の情勢を踏まえ、計画の改定を行いました。また具体的な取組として、冷暖房時の設定温度を決め、名刺はポスターの裏を利用するなどエコ・オフィスに努めてきました。また、管理施設の新設や設備機能更新時には、太陽光発電システムの導入や照明機器のLED化など、省エネなど環境に配慮した設備などの転換を図ってきました。

平成28(2016)年に策定しました「太宰府市地球温暖化対策実行計画（第4期）」では、具体的な取組として、庁舎内のクールビズによる電気使用量の削減やエコドライブの励行など燃料使用量の削減に努めました。

令和3(2021)年に策定しました「太宰府市地球温暖化対策実行計画（第5期）」からは、公共施設等へのLEDや再生可能エネルギーの導入や公用車やコミュニティバスの電動化やオンデマンド化を中長期的な取組目標と定め、また、令和3（2021）年6月25日には、気候が非常事態であることを認識し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指すために「太宰府市気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、推進を図っています。

### 3 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画です。また、「第四次太宰府市環境基本計画」において望ましい環境像とする「人と環境にやさしいまほろばの里」の実現を目指す、地球環境（気候変動、省エネルギー、再生化のエネルギー）分野の施策・取組を担う計画でもあります。

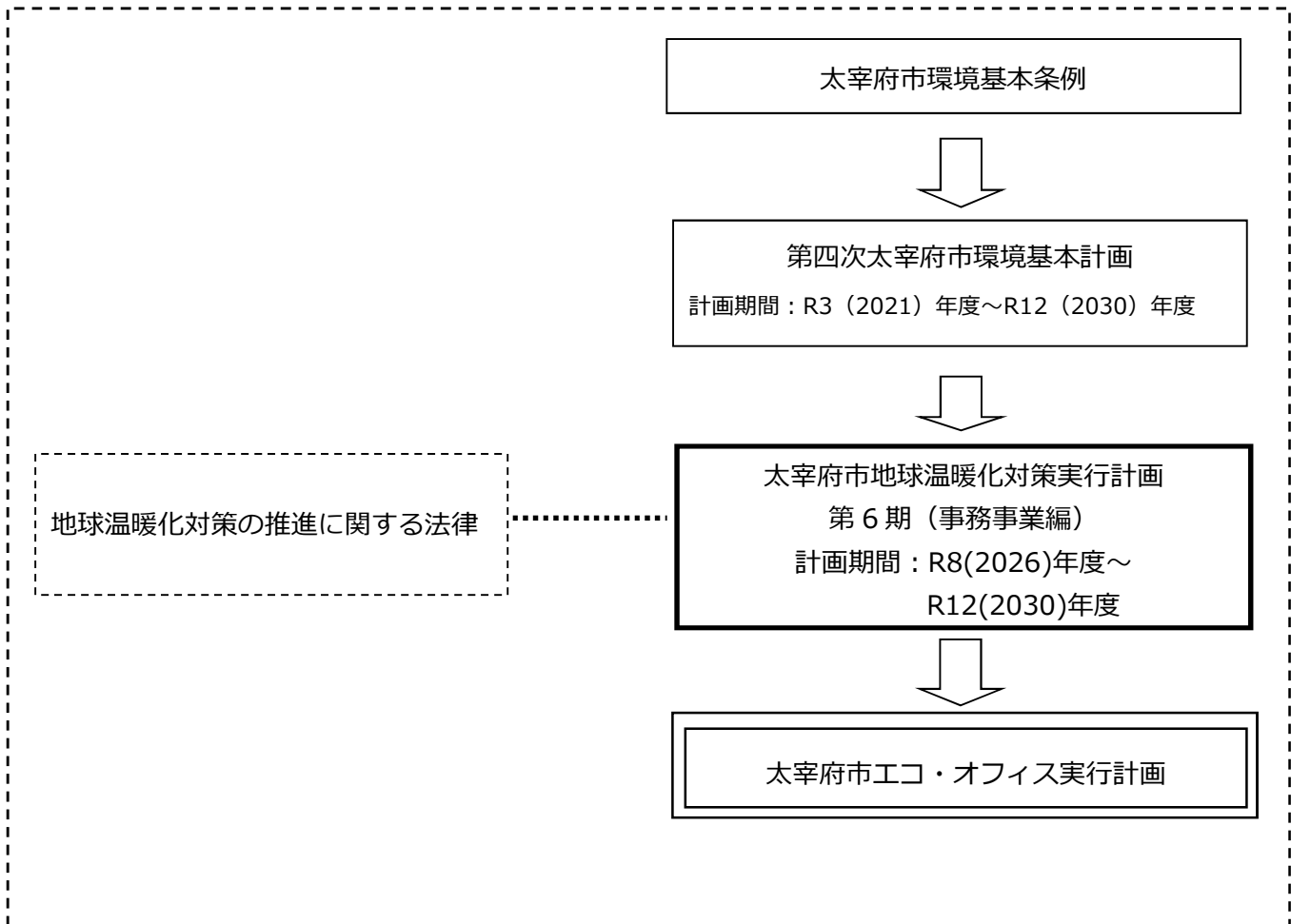
#### (計画策定の根拠)

##### 地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

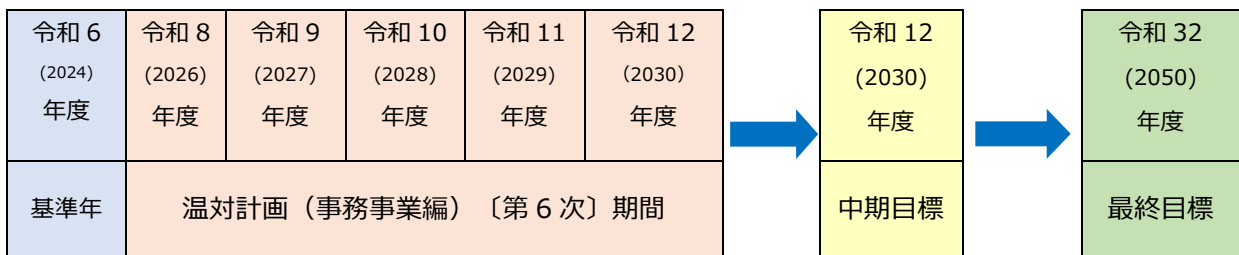
2～12 (省略)

(上位計画や関連計画との位置付け)



#### 4 計画期間・基準年度

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔第6次〕の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、基準年度を令和6（2024）年度とします。ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。また、本市では2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指していることから、中期〔令和12（2030）年度〕及び長期〔令和32（2050）年度〕の展望を見据える必要があるため、削減目標を設定し計画を推進します。



## 5 計画の範囲

### (1) 対象とする範囲・施設

本計画で対象とする範囲は、市が実施するすべての事務・事業とし、施設は市のすべての施設とします。対象とする施設は表2のとおりです。

表2 計画の対象とする施設

種別	施設名	所管部署	
庁舎	市役所庁舎	管財課	
庁舎	上下水道事業センター(公文書館含む)		
消防施設	消防格納庫	防災安全課	
体育施設・公園	史跡水辺公園	スポーツ課	
体育施設・公園	大佐野スポーツ公園		
体育施設・公園	北谷運動公園		
体育施設・公園	体育センター		
体育施設・公園	少年スポーツ公園		
体育施設・公園	松川運動公園(グラウンド、体育館、スケートボードパーク)		
体育施設・公園	総合体育館		
体育施設・公園	スポーツ振興事務所		
体育施設・公園	梅林アスレチックスポーツ公園	スポーツ課 建設課	
体育施設・公園	歴史スポーツ公園		
体育施設・公園	上記その他公園	建設課	
体育施設・公園	街路灯		
自転車駐車場	西鉄五条駅前広場自転車駐車場	都市計画課	
自動車駐車場	大宰府政庁前駐車場		
保健・福祉施設	保健センター	元気づくり課	
保健・福祉施設	子育て支援センター	子育て支援課	
保健・福祉施設	地域包括支援センター	高齢者支援課	
保健・福祉施設	老人福祉センター(総合福祉センター含む)		
保健・福祉施設	南隣保館		
保健・福祉施設	デイ・サービス施設いこいの家	人権政策課	
保健・福祉施設	南児童館		
体育施設・公園	南体育館		
文化・情報施設	男女共同参画推進センタールミナス	文化学習課	
文化・情報施設	プラム・カルコア太宰府(市民図書館含む)		
文化・情報施設	いきいき情報センター		
文化・情報施設	文化ふれあい館	文化財課	
文化・情報施設	大宰府展示館		
文化・情報施設	水城館		
保育所	ごじょう保育所	保育児童課	
保育所	南保育所		
環境・衛生施設	環境美化センター	環境課	
観光交流施設	太宰府館	観光推進課	
小学校	太宰府小学校	学校教育課	
小学校	太宰府東小学校		
小学校	太宰府西小学校		
小学校	太宰府南小学校		
小学校	水城小学校		
小学校	水城西小学校		
小学校	国分小学校		
中学校	学業院中学校		
中学校	太宰府中学校		
中学校	太宰府東中学校		
中学校	太宰府西中学校		
教育施設	教育支援センター		
上下水道施設	松川浄水場		上下水道施設課
上下水道施設	大佐野浄水場		
上下水道施設	高所配水施設		
上下水道施設	マンホール下水ポンプ		
その他	市民の森	産業振興課	
その他	キャンプ場	社会教育課	

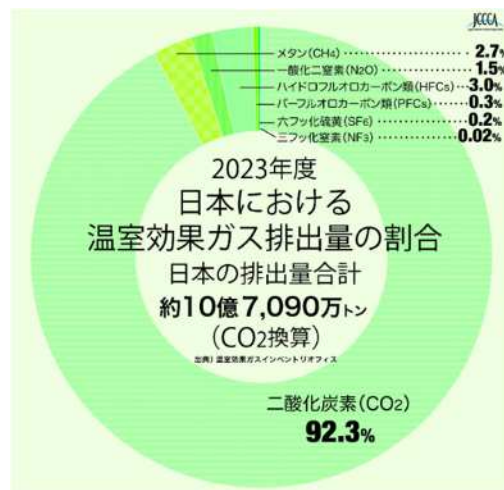
## 6 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定められている温室効果ガスは 7 種類（表 3）です。本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の 4 種類とします。これ以外の温室効果ガスについては、本市の事務事業から排出されている可能性が低く、また排出量を把握するのが、困難なため除外します。

**表 3 温室効果ガスの種類（法第 2 条第 3 項）**

温室効果ガス	概要	本計画の対象
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の使用等により排出される。	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	可燃性で天然ガスの主成分。 自動車の走行や、燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出される。	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の使用等により排出される。	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造等において使用される。	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気絶縁ガス等として使用される。	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体の製造等において使用される。	

**図 2 日本における温室効果ガス別排出量（R6(2023)年度）**



(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

## 7 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画の対象とする温室効果ガス排出量の算定は、次に示すとおりです。

### (1) 二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：電気・ガス・ガソリン等エネルギーの年間使用量

※排出係数：表4のとおり

表4 二酸化炭素の排出係数一覧

項目	排出係数	
	係数	単位
ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
A 重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
B 重油又は C 重油	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /L
液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
都市ガス	2.23	kg-CO <sub>2</sub> /N m <sup>3</sup>
電気 *電気事業者別排出係数は排出量算定年度の前年の基礎 排出係数を用います。	参考：九州電力 令和6(2024)年度 0.417	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

(出典：環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルより)

### (2) メタン・一酸化二窒素の算定式

$$\text{自動車の走行に伴う排出量} = \text{自動車ごとの走行量} \times \text{自動車ごとの排出係数}$$

※排出係数：表5のとおり

**表5 メタン・一酸化二窒素の排出係数一覧**

排出区分（自動車の種類）		走行量の 単位	排出係数	
			メタン (kg-CH <sub>4</sub> /km)	一酸化二窒素 (kg-N <sub>2</sub> O/km)
ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
	軽自動車		0.00001	0.000022
	普通貨物車		0.000035	0.000039
	小型貨物車		0.000015	0.000026
	軽貨物車		0.000011	0.000022
	乗合自動車		0.000035	0.000041
	特殊用途車		0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車		0.000002	0.000007
	普通貨物車		0.000015	0.000014
	小型貨物車		0.0000076	0.000009
	乗合自動車		0.000017	0.000025
	特殊用途車		0.000013	0.000025

（出典：環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより）

(3) ハイドロフルオロカーボンの算定式

<p>①自動車用エアコンディショナーからの排出量 = カーエアコンの台数×ハイドロフルオロカーボンの排出係数（0.010kg-HFC/台・年）</p> <p>②フロン冷媒機器等からの排出量 = ①規格量 - 廃棄時残量 ②充填量（補充分）</p>
---

(4) 温室効果ガス総排出量の算定式

温室効果ガスの総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO<sub>2</sub>）を用います。

※排出係数：表6のとおり

**表6 地球温暖化係数**

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	28
一酸化二窒素	265
ハイドロフルオロカーボン	HFC-134a 1430 など

（出典：環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルより）

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1 エネルギー等の使用状況

#### (1) エネルギー使用量の推移

前計画（第5期）の削減目標は表7-1のとおりです。エネルギー使用量の推移及び目標比は表7-2の通りです。エネルギー別の使用状況は表7-3のとおりです。

表7-1 前計画（第5期）削減目標

区分	項目	削減目標 R元（2019）年度比
直接的項目	電気使用量	△8.8%
	施設等燃料使用量 （灯油、液化石油ガス、都市ガス）	△18.9%
	公用車等燃料使用量 （ガソリン、軽油）	△4.7%

表7-2 エネルギー使用量の推移

項目		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	第5期 目標
電気(kWh)	排出量	6,669,397	6,884,299	7,180,461	6,989,000	7,351,637	6,771,429
	目標比	98.5%	101.7%	106.0%	103.2%	108.6%	
灯油(L)	排出量	2,428	1,906	1,958	2,417	2,787	1,985
	目標比	122.3%	96.0%	98.6%	121.8%	140.4%	
液化石油ガス(LPG)(kg)	排出量	45,251	55,638	45,207	43,663	57,165	39,287
	目標比	115.2%	141.6%	115.1%	111.1%	145.5%	
都市ガス(m <sup>3</sup> )	排出量	285,262	308,098	295,729	289,351	329,417	213,575
	目標比	133.6%	144.3%	138.5%	135.5%	154.2%	
ガソリン(L)	排出量	32,110	33,712	36,092	36,297	41,223	36,211
	目標比	88.7%	93.1%	99.7%	100.2%	113.8%	
軽油(L)	排出量	127,204	126,258	128,268	128,300	119,594	128,313
	目標比	99.1%	98.4%	100.0%	100.0%	93.2%	
総排出量	排出量	7,161,651	7,409,910	7,687,715	7,489,027	7,901,823	7,190,800
	目標比	99.6%	103.0%	106.9%	104.1%	109.9%	

表 7-3 エネルギー使用状況

項目	削減状況	
電気(kWh)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	猛暑の影響により小学校、中学校等でのエアコン使用量が増加したこと、市庁舎の電気自動車が増加したこと等が要因と考えられます。
灯油(L)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できるか微妙な状況です。
	主な要因	小中学校の使用状況により目標を達成できた年度と、そうでない年度がありました。
液化石油ガス(LPG)(kg)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新型コロナウイルス第5類移行に伴い小学校、中学校におけるエアコン使用量が増加したことで大幅な増加となりました。
都市ガス(m <sup>3</sup> )	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新型コロナウイルス第5類移行に伴い小学校、中学校、中央公民館、総合体育館でのエアコン等の使用機会増大により、大幅な使用量の増加となっています。
ガソリン(L)	達成状況	直近の実績では、削減目標を達成できない見込みです。
	主な要因	新型コロナウイルス第5類移行に伴い外出機会が増加したことが要因と考えられます。

(2) 資源使用・購入量の推移

前計画(第5期)の削減目標8-1のとおりです。資源使用・購入量の推移は表8-2のとおりです。

表 8-1 前計画(第5期)削減目標

区分	項目	削減目標 R元(2019)年度比
間接的項目	上水使用量	△5.0%
	コピー・印刷用紙使用量	△5.0%

表 8-2 資源使用・購入量の推移

項目		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	第5期 目標
水道使用量(m <sup>3</sup> )	使用量	85,472	77,552	86,040	84,726	88,409	94,876
	目標比	90.1%	81.7%	90.7%	89.3%	93.2%	
コピー・印刷用紙(枚)	購入量	35,901,859	30,498,700	15,574,738	15,232,387	16,032,253	11,967,767
	目標比	300.0%	254.8%	130.1%	127.3%	134.0%	

## 2 二酸化炭素排出量の推移

二酸化炭素排出量の推移は表9のとおりです。目標に対して38%増加し、達成できませんでした。要因としては、市施設において電気の使用量が増加したことがあげられますが、前計画作成時（令和3年度）と比較して排出係数が増加したことが増加の大きな要因となっています。（図3）

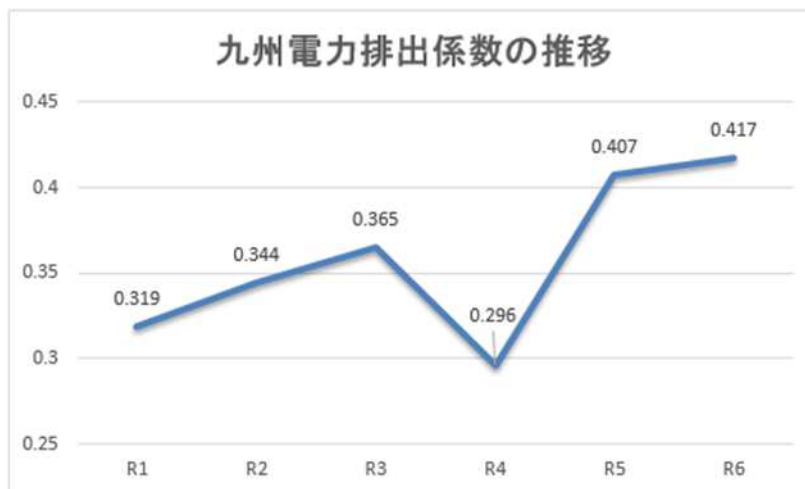
表9 二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	第5期 目標
電気	排出量	2,347,350	2,558,274	2,164,148	2,844,523	3,065,632	2,160,086
	目標比	108.7%	118.4%	100.2%	131.7%	141.9%	
灯油	排出量	6,045	4,746	4,875	6,018	6,940	4,943
	目標比	122%	96%	99%	122%	140%	
液化石油ガス(LPG)	排出量	135,752	166,913	135,622	130,990	171,495	117,862
	目標比	115%	142%	115%	111%	146%	
都市ガス	排出量	636,134	687,058	659,476	645,252	734,601	476,723
	目標比	133%	144%	138%	135%	154%	
ガソリン	排出量	74,496	78,212	83,734	84,208	95,637	84,011
	目標比	89%	93%	100%	100%	114%	
軽油	排出量	328,186	325,745	330,930	331,013	308,552	317,735
	目標比	103%	103%	104%	104%	97%	
総排出量	排出量	3,527,962	3,820,948	3,378,785	4,042,005	4,382,858	3,174,768
	目標比	111%	120%	106%	127%	138%	

図3 九州電力排出係数の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>/kwh



\* 電気事業者別排出係数は排出量算定年度の前年の基礎排出係数を用います。

### 3 二酸化炭素排出量の内訳

令和6（2024）年度における太宰府市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は4,382,597kg-CO<sub>2</sub>です。項目別にみると、電気の使用に伴う排出量が7割を占めています。二酸化炭素排出量の内訳は下記のとおりです。（表10-1、図4-1）

施設別にみると、小中学校、市役所庁舎、まほろば号、いきいき情報センター、史跡水辺公園からの排出量が多くなっています。（表10-2、図4-2）

表10-1 令和6（2024）年度二酸化炭素排出量の内訳

項目	使用量	単位	総排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /単位)
電気	7,351,637	kWh	3,065,632	0.417
灯油	2,787	L	6,940	2.49
液化天然ガス（LPG）	57,165	kg	171,495	3.00
都市ガス	329,417	Nm <sup>3</sup>	734,601	2.23
ガソリン	41,223	L	95,637	2.32
軽油	119,594	L	308,552	2.58
合計	—		4,382,857	—

図4-1 令和6（2024）年度二酸化炭素排出量の内訳

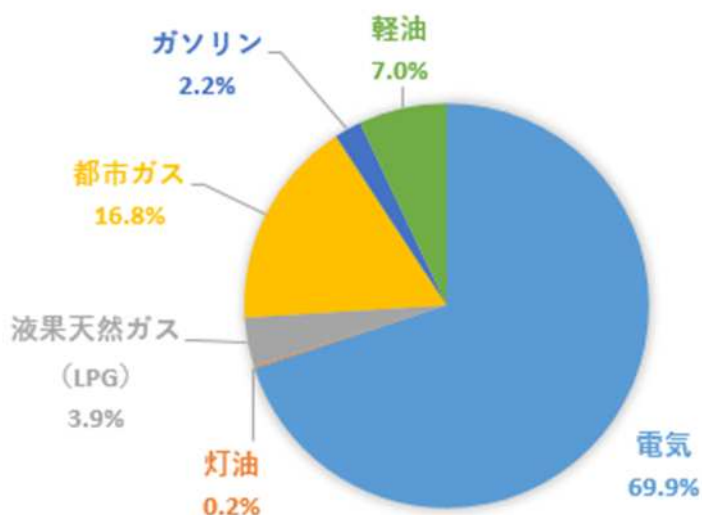
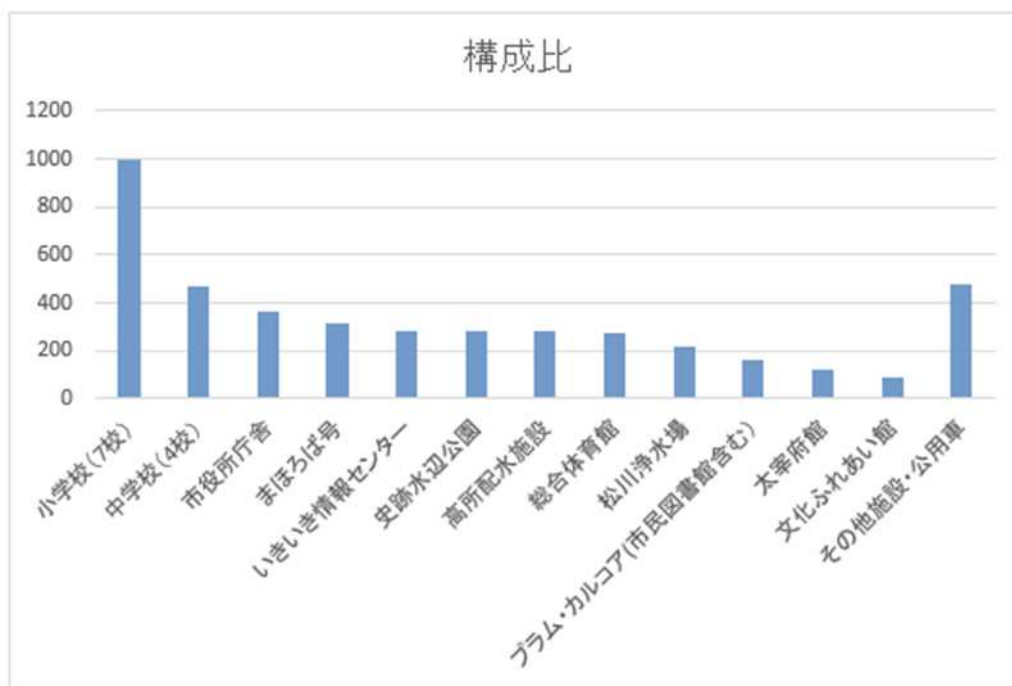


表 10-2 令和 6 (2024) 年度施設別二酸化炭素排出量

単位：kg-CO<sub>2</sub>

施設・公用車	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 排出量	構成比
小学校 (7校)	993.659	22.9%
中学校 (4校)	466.751	10.8%
市役所庁舎	365.807	8.4%
まほろば号	313.932	7.2%
いきいき情報センター	286.922	6.6%
史跡水辺公園	284.195	6.6%
高所配水施設	284.133	6.6%
総合体育館	273.902	6.3%
松川浄水場	214.536	4.9%
プラム・カルコア太宰府 (市民図書館含む)	161.143	3.7%
太宰府館	122.799	2.8%
文化ふれあい館	86.323	2.0%
その他施設・公用車	481.342	11.1%

図 4-2 令和 6 (2024) 年度施設別二酸化炭素排出量構成比



### 第3章 計画の目標

#### 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

本市におけるエネルギー起源による二酸化炭素総排出量の削減目標は、令和 32(2050)年度に温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すために、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46% 削減することとします。そのためには、公共施設等総合管理計画（令和 5 年度改訂）に基づく中長期的な最適化、公共施設等への LED や再生可能エネルギーの導入、公用車やコミュニティバスの電動化など、財政状況を勘案し民間企業とも連携しながら、効果的な手法にて具体的に取り組んでいく必要があります。

さらに、温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンにつきましても、使用する公用車等から排出されますので、令和 6 (2024)年度以降の排出状況を把握し、削減に努めることとします。

表 11

温室効果ガスの種類	H25 (2013) 年度 (参考値)	R6 (2024) 年度 (基準年度)	R12 (2030) 年度 (目標年度)	R32 (2050) 年度 (最終目標)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	5,011,873 kg-CO <sub>2</sub>	4,382,597kg-CO <sub>2</sub> H25 (2013) 年度比 △12.5%	2,706,641kg-CO <sub>2</sub> H25 (2013) 年度比 △46.0% ※基準 R6 (2024) 年度比 △38.24%	0kg-CO <sub>2</sub> H25 (2013) 年度比 △100.0%
メタン (CH <sub>4</sub> )	令和 6(2024)年度以降の排出状況を把握し、削減に努める。			0CH <sub>4</sub>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)				0N <sub>2</sub> O
ハイドロフルオロカーボン (HFC)				0HFC

図5 公共施設における二酸化炭素排出量の目標値



## 2 令和12(2030)年度までの個別項目ごとの達成目標

令和12(2030)年度までの直接的温室効果ガスの削減につながる項目の削減目標は次の通りです。とくに施設の二酸化炭素排出量の約7割を占める電力においては、使用量自体の抑制(省エネ)に加え、電力の脱炭素化(再エネ化)を組み合わせることで、業務継続性を維持しつつ大幅な削減を実現することを目標としています。

表12

区分	項目	種類	2030年削減目標 (R6年度比)	2030年度目標値
直接的項目	電気使用量	電気	△48%以上	1,586,881kg-CO <sub>2</sub> 以下
	施設等燃料使用量	灯油	△10%以上	5,924kg-CO <sub>2</sub> 以下
		液化石油ガス(LPG)	△10%以上	154,346kg-CO <sub>2</sub> 以下
		都市ガス	△15%以上	624,411kg-CO <sub>2</sub> 以下
	公用車等燃料使用量	ガソリン	△40%以上	57,382kg-CO <sub>2</sub> 以下
		軽油	△10%以上	277,697kg-CO <sub>2</sub> 以下
	合計	△38%以上	2,760,703kg-CO <sub>2</sub> 以下	
間接的項目	上水使用量	水道(m <sup>3</sup> )	R6年度以下	83,988m <sup>3</sup> 以下
	コピー・印刷用紙使用量	コピー・印刷用紙(枚)		15,230,640枚以下

## コラム

政府実行計画では、表12に示された取組が示されています。太宰府市においては、「太陽光発電の最大限の導入（電力の脱炭素化を含む）」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けています。

表13 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	令和12（2030）年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 <b>50%以上に太陽光発電設備を設置、令和22（2040）年度までに100%設置</b> を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和12（2030）年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す</b> 。また、令和12（2030）年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新については令和4（2022）年度以降全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも令和12（2030）年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体の <b>LED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	令和12（2030）年度までに <b>調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力</b> とする。
GX製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 （GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの）



## 第4章 取組内容

### 1 中長期的な取組

令和 32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すために、中長期的に脱炭素に向けた取組を推進していきます。また、包括連携協定を締結している九州電力株式会社及び西日本鉄道株式会社とも連携して、民間の知恵を生かした脱炭素・活力のまちづくりに繋がる太宰府市を目指します。

〈中長期的な主な取組〉

- ① エコ・オフィスの更なる推進。
- ② 公共施設等総合管理計画（令和 5 年度改訂版）に基づく中長期的な最適化。
- ③ 公共施設等への L E D や再生可能エネルギーの導入。
- ④ 公用車やコミュニティバスの電動化やオンデマンドバスの導入。

### 2 事務の実施に当たっての配慮

#### (1) 省エネルギーの推進

##### ① 電気使用量の削減

目標：電気使用による CO<sub>2</sub> 排出削減目標 年 8.6% 以上削減（R6（2024）年度比）

〈OA 機器等の使用〉

- ・パソコンやコピー機の OA 機器等の電気製品は、不使用時には主電源を切るよう努める。
- ・長時間使用しない時はコンセントから電源プラグを抜くなど、待機電力の削減に努める。
- ・省エネ・節電モードの設定に努める。
- ・業務や健康に支障がない範囲でパソコンやテレビのディスプレイ輝度の抑制に努める。

〈エレベーター、自動ドアの使用〉

- ・荷物運搬時等の必要な場合を除きエレベーター、自動ドアは使用しない。

〈照明の管理〉

- ・昼休み時間は、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。
- ・時間外における照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・給湯室、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。
- ・業務や健康に支障がない範囲での庁内照明の間引きに努める。

#### 〈空調の管理〉

- ・空調を行っていない部屋等に通じる扉は、開放したままにしない。
- ・空調機の吹き出し口に物などを置かないようにする。
- ・事務室等は適切な室温とする。(冷房時室温は無理のない範囲で上げる、暖房時室温は 20 度程度とする)。
- ・冷暖房時は、事務室内のブラインド及びカーテンの利用等により、冷暖房効果を高める。
- ・会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
- ・クールビズやウォームビズなど、室温に合わせた服装を心がける。

#### 〈その他機器の適正管理〉

- ・マイボトル等を持参し、業務に必要なない電気ポット、コーヒーマーカーは使用しない。
- ・冷蔵庫は、庫内を整理整頓し、季節に応じた設定温度にするように努める。
- ・自動販売機の照明や温度等に関して、省エネに配慮した設定を要請する。
- ・勤務時間外等でやむを得ず扇風機等を使用する場合は、健康に支障がない範囲で最小限の使用に努めること。

#### 〈その他〉

- ・休日出勤や時間外勤務の削減および水曜日は定時退庁に努める。
- ・緑のカーテンを実施する。
- ・既存施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備の設置に努める。

### ② 施設等燃料の使用量の削減

目標：施設等燃料使用による CO<sub>2</sub>排出削減目標 年 2%以上削減（R6（2024）年度比）

#### 〈燃料の選択〉

- ・燃料については、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG、LNG 等の環境負荷の相対的に小さなものを使用する。

#### 〈ガスコンロの使用〉

- ・ガスコンロの使用は必要最小限にする。

### ③ 公用車等燃料使用量の削減

目標：公用車等燃料使用による CO<sub>2</sub>排出削減目標 年 6.6%以上削減（R6（2024）年度比）

#### 〈エコカーの導入等〉

- ・車両更新時にはエコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車）を計画的に導入す

ることにより燃料使用量の削減を図る。

- ・ 公用自転車の導入を促進し、利用可能な距離の場合に積極的な利用を図る。
- ・ W E B 会議の活用等により公用車の利用を抑制する。

〈エコドライブ等の励行〉

- ・ エコドライブの徹底を図る。

#### エコドライブ 10 のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

- ・ 燃料使用量および走行距離の把握・管理に努める。
- ・ 公用車利用時は、走行ルートをきちんと確認し、無駄な走行を控える。
- ・ 出張移動の際は、できる限り相乗りに努める。

〈公共交通機関の利用等〉

- ・ 出張時は可能な限り公共交通機関の利用に努める。

## (2) 省資源の推進

### ① 上水使用量の削減

目標：上水使用量 基準年度以下

〈節水の励行〉

- ・ 食器具類の洗浄や歯磨きなど水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める、または水をためて使うなど節水に努める。
- ・ 公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数の削減などに努める。

- ・トイレ洗浄用水の節水に努める。

〈節水型水利用機器の設置等〉

- ・庁舎等における水利用機器を節水型にする、または水栓(蛇口)には必要に応じて節水コマを取り付ける、水道水圧を低めに設定するなど水使用量の抑制を図る。

## ② コピー・印刷用紙使用量の削減

目標：コピー・印刷用紙使用量 基準年度以下

〈資料の簡素化・削減〉

- ・資料の簡素化を図る。
- ・資料等の配布先の見直しを行なう(コピー時の配慮)。
- ・両面コピーの徹底、縮小コピーを行い、用紙の削減を図る。
- ・ミスコピー防止のため、コピー機使用後は必ず操作パネルを初期画面に戻し、不用紙が生じないようにする。
- ・IC カード認証型複写機・印刷機の使用により、使用枚数の削減を図る。

〈文書管理システム等の活用〉

- ・文書管理システム等電子メディアの活用によりペーパーレス化を徹底する。
- ・資料の共有は庁内で電子データを共有し、紙文書の削減を図る。
- ・電子メール等を利用し、紙資料の削減を図る。

〈用紙の再利用〉

- ・使用済み用紙の裏面活用、使用済み封筒の再利用を行なう。

## ③ 廃棄物の削減

〈3Rの推進〉

○発生抑制(リデュース:Reduce) ..... 廃棄物の発生を抑制する。

- ・各課のごみ箱の削減に努め、リサイクル可能な紙の廃棄をなくす。
- ・マイボトル持参等により、紙コップ、ペットボトルなどの使い捨て製品の使用の抑制を図る。会議における飲食提供時にはペットボトル飲料を使用しない等、使い捨てプラスチックの使用抑制を図る。
- ・資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。
- ・机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。
- ・事務用品等消耗品の節約に努める。
- ・昼食時には、割り箸の使用を自粛し、マイ箸を使用する。

- ・業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受け取りを拒否するように努める。
- ・買い物の際はマイバッグを携行し、レジ袋は購入しない。

○再使用(リユース:Reuse) …………… まだ使えるものは、できるだけ再利用する。

- ・庁内ネットワーク等の活用により、不要になった備品等を掲示し有効活用を図る。
- ・使用後の封筒、不要になったポスター類は庁内向けの再使用や名刺等裏面活用を図る。

○再生利用(リサイクル:Recycle) …………… 分別回収・リサイクルの推進を図る。

- ・分別排出された資源ごみについては、業者による回収等を図り、リサイクル推進体制を確立する。
- ・紙類リサイクルボックスを事務室内に適切に配置し、雑がみ回収を徹底する。
- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- ・シュレッダーごみをリサイクルする。
- ・自動販売機で購入した飲料品の空き容器については、販売事業者が設置したリサイクル回収ボックスの活用を努める。

〈廃棄物の適正な処理〉

- ・各種リサイクル法に基づきリサイクル体制が確立された品目の排出に際しては、該当法令に基づいて適切な処理を行う。
- ・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、及び「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類の回収・適正処理を推進する。
- ・エアコンや冷蔵庫の冷媒にクロロフルオロカーボン(CFC)<sup>※1</sup>等やハイドロフルオロカーボン(HFC)<sup>※2</sup>が含まれるものについては、適切な処理を行なうことができる業者に依頼する。

### (3) その他の取組

#### ① グリーン購入の推進

- ・物品購入の際、エコマーク、グリーンマーク適合製品等、環境配慮型の物品を選択する。
- ・用紙類等はグリーン購入法に適合する商品を購入する。

---

※1:クロロフルオロカーボン(CFC) ビルの空調機等大型の冷媒、カーエアコンや自動販売機、家庭用冷蔵庫の冷媒などに使用されていたが、オゾン層を破壊する物質であるため法律により、1995年末に生産が全廃された。

※2:ハイドロフルオロカーボン(HFC) 「京都議定書」において排出削減の対象となっている温室効果ガスの一つ。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒などに使用されている。

- ・トイレトペーパーは古紙配合率 100%のものを購入する。
- ・森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を積極的に使用する。
- ・OA 機器の導入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ・家電製品の導入にあたっては、省エネ製品・非フロン系(冷媒)を導入する。
- ・消耗品等は適切な在庫管理を行なう。
- ・グリーン購入のための参考情報の提供を行なう。
- ・コミュニティバスまほろば号の更新時には、低公害車・低燃費車の導入を検討する。
- ・カーボン・オフセット商品やサービスの利用を研究する。

#### ② 電力契約の検討

- ・契約の際には、電気料金とあわせて CO<sub>2</sub> 排出係数についても考慮し、温室効果ガス排出の削減に努める。

#### ③ マイカーの利用抑制等

- ・通勤には、できる限りコミュニティバスまほろば号等の公共交通機関を利用する。
- ・徒歩や自転車利用及び自動車の相乗りを励行する。
- ・通勤に使用するマイカー更新の際には、低公害車を選択するよう努める。

#### ④ エネルギー使用状況等の把握

- ・各施設において、外部機関による省エネルギー診断を受診し、各施設の実情に応じた機器等の運用による改善や設備更新等に努める。
- ・各施設において、エネルギー消費の「見える化」を行い、適切な取組みの実施に努める。

### 3 建築物の建築・管理に当たっての配慮

#### (1) 設計・施工時

##### ① 建築物の建築に当たっての取組みの推進

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備について、規模、用途に応じ導入を検討する。
- ・エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じて検討する。
- ・耐熱性向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ・施設等新築時に自然光が入りやすい部屋割りや窓などの配置に配慮し、照明利用を抑える工夫を行う。

- ・建築物の規模・用途等を検討し、可能な場合は、コージェネレーションシステム<sup>※1</sup>等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。
- ・計画的に LED 照明の導入を図る。
- ・施設・設備の更新時に省エネ対応の空調機等の導入を図る。
- ・建築物等における雨水の利用が可能な場合は、雨水の貯留水槽等の雨水利用施設の導入について、規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ・給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具を設置する。
- ・自動販売機等の設置に当たっては、省エネルギー型、ノンフロン機器の導入、更新を促す。
- ・建設工事に使用する型枠については、熱帯木材の使用抑制に努める。
- ・施設・設備の更新時に ESCO(エスコ)事業<sup>※2</sup>の導入に向けた検討を行う。

## ② 環境負荷の少ない施工作業の実施

- ・適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促す。
- ・車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。

## ③ 適切な汚染物質処理施設等の設置

- ・最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図る。
- ・燃焼設備の改修等に当たっては、都市ガス、LPG、LNG 等環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

## (2) 既存の建築物の省エネ性能の向上

- ・緑のカーテン等により空調効果の向上を検討する。

## (3) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進

- ・敷地等について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ・緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図る。

## (4) 省エネ型電化製品への入替え

- ・製造後 10 年を超える冷蔵庫や電気便座は、計画的に入替えを図る。

---

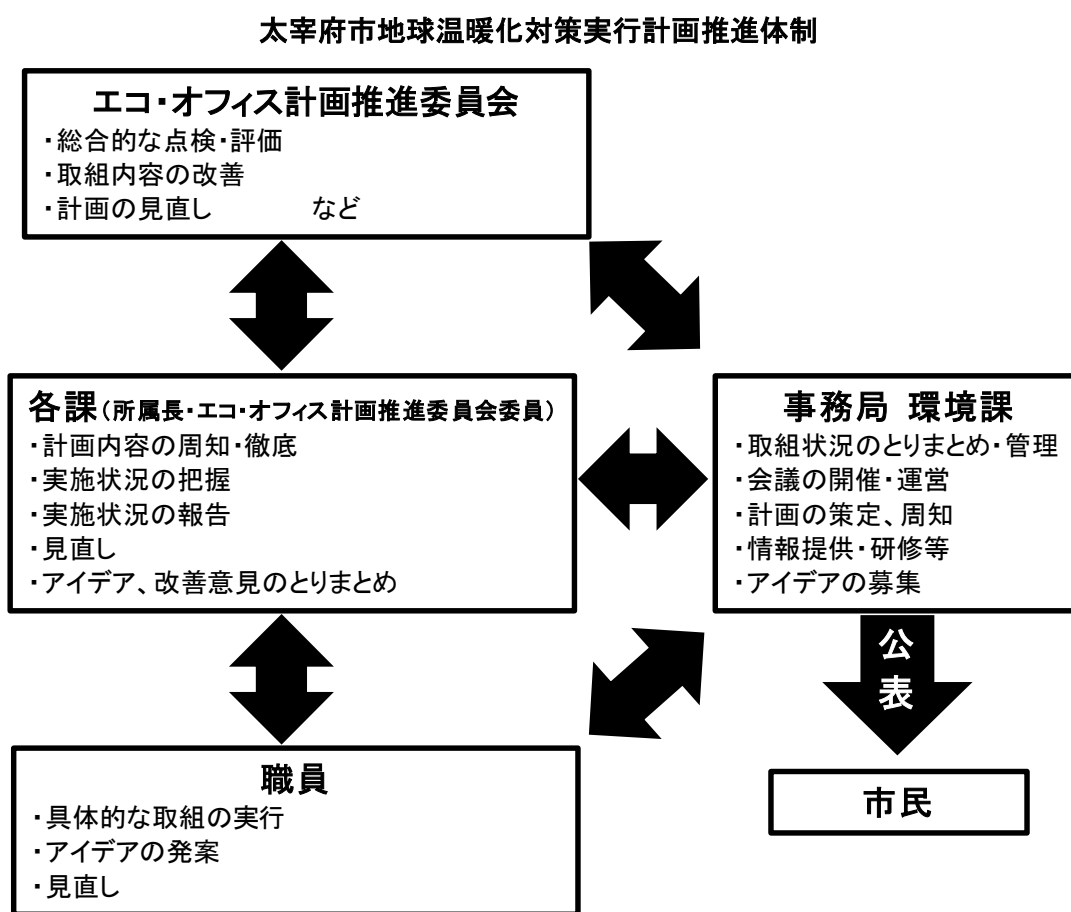
※1:コージェネレーションシステム 発電と同時に発生した排熱も利用して冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

※2:ESCO 事業 ESCO 事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、環境を損なうことなく省エネルギー改修を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するもの。

## 第5章 計画の推進と点検・評価

### 1 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取組を推進していくことが必要です。そこで、本計画の推進体制として、エコ・オフィス計画推進委員会、エコ・オフィス計画推進委員会委員、事務局を設置するものとします。



### 2 計画推進の流れ

(1) PDCAサイクルにより、継続的な改善を図ります。

本計画の実施状況と市の環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき、計画の立案 (PLAN)、計画の実施(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)という流れを継続して繰り返し、改善を図りながら進行管理を着実にいきます。

### ① PLAN (計画)

- ・地球温暖化対策実行計画の削減目標を踏まえ、取組内容を決定する。

### ② DO (実施)

- ・各部署において、計画を周知し、目標に向けた取組を計画的に実施する。

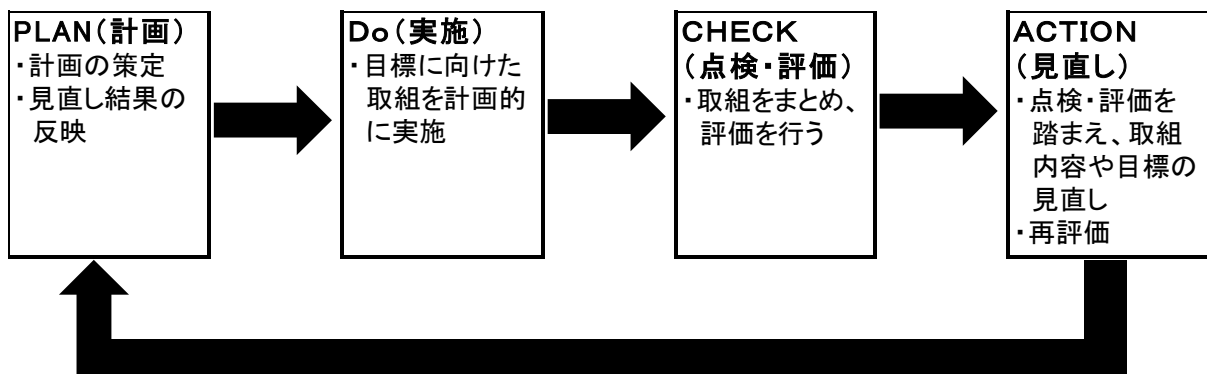
### ③ CHECK (点検・評価)

- ・エコ・オフィス計画推進委員会委員を通じて、各課（出先機関を含む）の取りまとめを行い、環境課において全庁を集約し、計画の進捗状況の把握を行なう。
- ・エコ・オフィス計画推進委員会において、全庁的な進捗状況の点検を行い、今後の計画の効果的な進め方等について協議を行なう。
- ・エコ・オフィス計画推進委員会は、実施状況調査の結果に基づき、所属課の責任者に対し、必要な改善措置を講じるよう求めることができる。
- ・所属長は、適宜、実施状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を行うものとする。

### ④ ACTION (見直し)

- ・地球温暖化対策実行計画の目標及び取組に係る評価結果を踏まえながら、また、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢も考慮し、必要に応じて地球温暖化対策実行計画の見直しを行う。
- ・目標の達成状況、各所属における取組内容等を総合的に点検・評価し、今後 の計画の効果的な推進方策などについて検討を行うとともに、必要に応じて 計画・取組内容等の見直しを行なうものとする。

## PDCAサイクルによる進行管理



### 3 職員に対する周知及び研修等

#### (1) 職員に対する周知

- ・実行計画は、庁内発送により全職員に周知する。
- ・エコ・オフィス推進委員会委員は、所属の全職員に実行計画の趣旨、目標、取組等について周知する。

#### (2) 職員に対する情報提供、研修

- ・地球温暖化をはじめとする環境問題に関する情報や、環境に関する講演会開催等の情報を積極的に提供する。
- ・環境保全に関する意識の啓発のため、環境に関する研修、講演会等を開催し職員の資質の向上に努める。
- ・「福岡県環境家計簿」、「ふくおかエコファミリーアプリ」の活用を促し、地球温暖化防止に関する人材の育成に努める。

#### (3) 職員からのアイデアの募集

- ・温室効果ガス削減に資する取組について、職員からアイデアを募集し、効果的なものについては、積極的に取り入れる。

### 4 公表

計画の進捗状況及び点検結果について、ホームページ等により公表する。

**<資 料>**

**資料 1 : 太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程**

**資料 2 : 太宰府市エコ・オフィス実行計画**

資料1：太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

○太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

平成10年3月31日

訓令第1号

改正 平成15年9月26日訓令第5号

平成19年3月27日訓令第1号

平成19年9月27日訓令第7号

平成26年3月31日訓令第7号

平成29年3月31日訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、市職員自らが市民や事業者の模範となるため、太宰府市エコ・オフィス推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、日常の業務の中で環境保全に向けた取り組みを実行していくことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市エコ・オフィス計画の策定についての環境情報などの必要な資料の収集、提供等適切な支援に関すること。
- (2) 太宰府市エコ・オフィス計画の進行管理に関すること。
- (3) 庁内各課における環境保全に向けた取り組みに係わる率先行動計画に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の組織は、次の各号に掲げる職員で構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 市民生活部長
- (2) 管財課長及び環境課長
- (3) 市長部局、教育委員会部局及び公営企業部局の課（所・局）並びに会計課、監査委員事務局及び議会事務局（以下「各課」と総称する。）の職員のうち、各課の長が推薦する職員1人  
(平15訓令5・平19訓令1・平19訓令7・平26訓令7・平29訓令4・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 副委員長は管財課長及び環境課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 15 訓令 5・平 19 訓令 7・平 26 訓令 7・平 29 訓令 4・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(平 15 訓令 5・平 26 訓令 7・平 29 訓令 4・一部改正)

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年訓令第 1 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条、第 2 条、第 6 条及び第 8 条から第 15 条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則 (平成 19 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料2：太宰府市エコ・オフィス実行計画

～ わたしたち、すべての職員は次のとおり行動します ～

- 1 室温を夏季(6月～10月)は冷房時室温は無理のない範囲で上げる、冬季は(11月～翌年3月)は暖房時20度程度に設定するとともにエコスタイルで業務を行います。
- 2 事務室では、回収ボックスを利用して分別回収を徹底します。
- 3 環境にやさしい製品の購入(グリーン購入)を推進します。
- 4 水曜日は、定時退庁を心がけます。
- 5 節水に心がけます。
- 6 アイドリングストップ(車両停車時にエンジンを切ること)やエコドライブ(急発進、急加速を行わないなど)を実施します。
- 7 通勤時は徒歩及び自転車並びに自動車の相乗り及びまほろば号等の公共交通機関の利用を推進します。
- 8 印刷時に、反古紙(ほごし)がでないように注意し、反古紙が発生した場合は、庁内文書に裏紙を利用します。
- 9 名刺は、再生紙またはポスターの裏を利用します。
- 10 職員として、家庭をはじめ、地域での省エネルギーの取組を率先して行います。